

平成23年9月22日

於：農林水産省 三番町共用会議所「大会議室」

# 水産政策審議会

## 第53回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第53回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年 9月22日 午後 9時30分

閉会 平成23年 9月22日 午後11時54分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	奥村 保之	梶 克之	櫻庭 武弘	佐藤 信幸
	鈴木 徳穂	長屋 信博	山川 卓	山下 東子
	山根 香織			
特別委員	安部 敏男	風無 成一	高橋 健二	野村 俊郎
	濱田 武士	宮島 英雄	八木田和浩	柳谷 法司
	米田 清			

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長 橋本企画課長 丹羽管理課長 長谷漁業調整課長  
内海漁場資源課長

4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 議	事	.....	1
(諮問事項)			
諮問第 205 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条			
		第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について	..... 2
(審議事項)			
		中期的管理方針の変更について	..... 2 4
(報告事項)			
		①今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて	..... 3 2
		②指定漁業の許可等の一斉更新について	..... 3 3
		(その他)	..... 4 2
3. 閉	会	.....	4 2

○丹羽管理課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第 53 回資源管理分科会を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

私は、管理課長の丹羽でございます。冒頭の進行をさせていただきます。

初めに、本会議場のマイクの使用方法について御説明したいと思います。ご覧のように、テーブルの各席にはマイクが設置されております。御発言される際には、マイク根元付近にあります緑のボタンを押していただきまして、赤いランプが付きますので、それで御発言の方をお願いします。発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクを消していただくということでもよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 10 名中 9 名の出席が予定されておまして、ただいま山根委員が少し遅れられているということで、8 名が出席されております。したがって、定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告いたします。

審議に入ります前に、お手元の資料を御確認させていただきます。

まず、議事次第。次に資料一覧というペーパー。資料 1 の委員名簿。資料 2 の諮問文。資料 2-1、色塗りになっているものでございます。資料 3、中期的管理方針の変更(案)というものです。資料 4 が、漁獲可能量の配分シェアの見直しについてというペーパーでございます。資料 5 が、指定漁業の一斉更新についてというペーパーでございます。

なお、中央のテーブルのところには、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画のペーパーを配付させていただいております。

以上でございますが、不足のものがありましたら、事務局の方までおっしゃっていただきたいと思います。

それでは、分科会長、審議の方をよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 それでは、本日の審議に入らせていただきたいと思います。

本日は、諮問事項が 1 件、それから審議事項が 1 件、報告事項が 2 件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第 5 条第 6 項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもちまして審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

では、早速、諮問事項に入ります。諮問第 205 号の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○丹羽管理課長 管理課長でございます。諮問第 205 号海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等についての御説明をいたします。

お手元の資料 2 が今回の諮問内容でございます。まず、諮問文を朗読させていただきます。

23 水管第 1496 号

平成 23 年 9 月 22 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 205 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 22 年 11 月 12 日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

別紙に基本計画の変更内容が記されておりますが、今回の変更は、本年 23 年の 4 つの TAC の期中改定となっております。

第 1 にスケトウダラのオホーツク海域、第 2 にスケトウダラの太平洋海域、第 3 にマイワシ、第 4 にスルメイカでございます。

まず、前回の資源管理分科会で御説明しましたが、TACの期中改定については、平成21年5月に公表された基本ルールによって3つのケースが規定されております。

まず、1つ目のケースですが、資源全体の状況が当初の資源評価から大幅に改善されていることが見込まれる場合に、資源を再評価し、これに伴いABCを再計算してTACの改定をするというものでございます。

2つ目のケースは、マアジ、マイワシ、サバ類といった浮魚資源について、その年に生じた漁場形成の偏りに対応するため、配分が不足する都道府県等へ追加の配分を行うために実施するものというものでございます。

3つ目のケースは、主たる生息水域が外国水域にあるスケトウダラ資源等のいわゆる「またがり資源」について、我が国の水域のみで資源評価することが困難なため、過去の漁獲量の最大値をベースにTACを設定した上で、我が国水域への大量の来遊が認められた場合については、直近の漁獲量等のデータを参考に、漁期末までの漁獲見込み数量を算出し、TACの改定を実施するものというものでございます。

それでは、今回の諮問内容について御説明をさせていただきます。資料2-1、この色が付いているものをご覧いただきたいと思います。

今回改定するTACは、表の一番右側のところに色塗りしてある部分の、まず、スケトウダラのおホーツク海の海域における数量を、8月3日の第51回資源管理分科会において改定の答申をいただきました3万7,000トンという形になっているわけですが、改定した8月も好調な漁獲が継続しているということから、来年4月の管理期間まで、昨年同様の5万2,000トンにTACを設定するという案にしております。

改定するスケトウダラのTACの配分について、次の3ページ目の地図をご覧ください。

スケトウダラのTACは、日本海、おホーツク海、太平洋と3つの海域に分かれており、このうち、おホーツク海海域について今回のTACの改定を行うものですが、当該水域のTACは、すべて沖合底びき網漁船による大臣管理部分となっております。

漁獲の状況でございますが、4ページ目のグラフをご覧くださいと思います。

平成23年漁期の状況でございますが、漁獲量はグラフの黄色の線、8月以降については点線ということにしておりますが、5月以降、過去で最も高い黒の実線で示した昨年水準を超えて推移しております。

8月の資源管理分科会で、6月末時点での採捕量は2万5,499トンということで、TAC枠2万8,000トンに対して91%の消化率というようなことで御報告いたしました。8

月末時点では、改定した TAC 3 万 7,000 トンに対し、採捕量 3 万 1,752 トンということで、85.5 %となっており、7月に TAC 不足から抑制した漁獲を行っていると聞いております。

そういったことを勘案すれば、TAC 設定後、最大の来遊量となった昨年を大きく超える漁獲が見込まれております。

したがいまして、オホーツク海海域のスケトウダラの TAC の期中改定は、先ほど冒頭に言いましたように、基本ルールの 3 番目、外国にまたがるという資源ということでございまして、今期の漁獲見込み数量 5 万 2,000 トンということにしたいと考えている次第でございます。

これが、1 番目のオホーツク海のスケトウダラの期中改定の内容でございます。

続きまして、太平洋海域スケトウダラの期中改定について御説明したいと存じますが、本件及び、この後に御説明いたします、イワシ、それからスルメイカの期中改定は、基本ルールの 1 つ目の、すなわち ABC の再計算に伴う TAC の改定ということに該当いたします。

それでは、今の資料の 5 ページをご覧くださいと思います。

このページにつきましては、上にございますように、ABC の 23 年当初、それから次に少し紫色のような色で 23 年の再評価というような形で資源評価が再評価されたという欄を設けてございます。それから、右側の TAC で 23 年の当初、それから先般の資源管理分科会で改定の答申をいただいたわけでございますが、その部分。それから、一番右に、今回の改定案ということで示させていただいております。

先般、2011 年のスケトウダラの太平洋系群の資源の再評価が行われましたところ、当初の ABC、これは黄色の真ん中ぐらいの一番下のところにございますが、14.9 万トンという評価につきまして、同じ計算を用いました再評価で 16.7 万トンと、ABC が 1.8 万トン増加したということでございます。

太平洋系群のスケトウダラにつきましては、最近、来遊が沿岸寄りとなり、刺網や定置網等に多量に漁獲されたことから、昨年は TAC の先行利用という手段を講じて対応いたしましたけれども、今般の ABC の増加に対する関係漁業者からの TAC 増枠要望が強く、期中改定を行うことといたしました。

改定する TAC の数量につきましては、平成 23 年は前年の先行利用という手段を講じたということでございますが、その利用した分を差し引いた 16.7 万トンと、これは右側

の緑色のところに書いてある部分でございますが、その 16.7 万トンとしておりましたので、ABC 増加分を上乗せすることとし、ABC の増加分、先ほど申しましたように、1.8 万トンを沿岸と沖合に、これまでと同様な比率で按分して、100 トン単位の端数を切り分けて、知事管理分に 8,000 トン、それから大臣管理分、沖合底びき網漁業に 1.1 万トンの TAC 増ということにさせていただきたいということでございます。

合計は、ここにごございますように、18.6 万トンということでございます。

続きまして、イワシの期中改定について御説明したいと思います。6 ページをご覧くださいと思います。

同様な表でございますが、マイワシ資源は、近年、資源の復活の兆しが見えてきており、2011 年には境港や銚子で急激な漁獲の増加が見られたほか、資源調査の結果においても増加傾向が示されております。

これらを踏まえて 2011 年の ABC の再評価を行ったところ、太平洋系群の ABC は対馬暖流系群のもの、ここでは括弧で書いてございますが、そのものと併せまして 15.1 万トンから 26.7 万トンと、11.6 万トンもの大幅な増加ということになっております。

ただ、一方で、急激な資源評価の数量の増加に関する不確実性ということ、それから市場における需要の伸びが必ずしも追いついておらず、漁獲の急増が市場の処理能力を超える状況も見られるということから、今回の TAC の増加につきましては、ABC 増加分の半分の 5.8 万トンとし、合計で 20.9 万トンと、これが一番右側の一番下に書いてございますが、することとしたいと思えます。

続きまして、最後のスルメイカの期中改定でございます。7 ページをご覧くださいと思います。

スルメイカの資源は、平成 21 年以降漸減傾向にありましたけれども、これは ABC とかの一番下のところに、21、22、23 年当初というところを見ていただければわかると思えますが、今回、再評価をした結果、一転して増加ということとなりました。

平成 23 年当初の TAC は、ABC と同様、27.2 万トンということで設定いたしました。大臣管理分のうち、特に沖合底びき網漁業については、過去の漁獲実績を下回る配分数量となり、制約的な漁業を課していたということでございまして、また、震災を受けた地域の沖合底びき網漁船が年内に安定的な操業ができるように、資源の増加に伴い TAC を期中改定するというものでございます。

TAC 数量の全体の増加は、先ほど申しましたように、ABC の増加数量 2.5 万トンとい

うものと同様の 2.5 万トン増ということにしまして、29 万 7,000 トンとし、そのうちの配分につきましては、都道府県管理分及び大臣管理漁業分について、これまでと同様の配分比率で配分するというにしたいと存じます。

資料 2-1 の 1 ページに戻っていただきたいと思いますが、以上、御説明したとおり、今回の改定につきましては、ここで黄色く色塗りしてあるとおり、オホーツク海、それから太平洋のスケトウダラの改定、それから真ん中ぐらいにありますマイワシの改定、それから下の方にございますスルメイカの改定ということでございます。それに伴い、全体の数量とかの改定を行うということでございます。

なお、先ほど資料の配付説明で御説明いたしましたが、この海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画という冊子と申しますか、中央テーブルに配付してある資料につきましては、今回、改定される TAC の数量を下線にして記載させていただいておまして、それを今回、諮問が認められれば、表紙にありますように、9 月 22 日一部改正という形で記載をさせていただくということでございます。

諮問第 203 号に係る説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきましては、御質問、御意見を賜りたいと思いますけれども、魚種別、海域別に順番に審議いただければと思います。

まず、スケトウダラのオホーツク海域につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。風無委員、よろしくお願いいたします。

○風無特別委員 北海道機船連合会の風無でございます。このたび、オホーツク海の TAC の見直しをしていただきまして、増加をしていただきまして感謝を申し上げたいと思います。

この見直しを、この 1 年間のうち二度にわたる見直しということになっておまして、またがり資源であるから、数度の見直しもよろしいということでございますが、この間、前回は申し上げましたとおり、現場の空白を生じながら見直しをしていただいた経緯でございます。

今後、何とか工夫をしていただいて、お約束もしていただいたんですが、このようなまたがり資源を工夫していただいて、現場に空白が生じないような見直しをこれからしていただきたいと、強く望むものであります。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 事務局からお願いします。

○丹羽管理課長 今回の御発言につきましては、先般の前の資源管理分科会の方でも少しお答えさせていただきましたけれども、まさしく工夫等を検討したいと思っておりますが、今回は、先般に御説明されていたとおり、非常に漁獲が好調であったということを受けまして、また、今回させていただいたんですが、来期について、どのような工夫ができるか、更に検討させていただきたいと思っております。

○山川分科会長 ほかに御意見ございますでしょうか。高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋特別委員 TAC には反対する何ものもございませんので、このままでよろしいかと思っておりますけれども、期中改定が2回にわたって行われて、かなり増量になってきています。船の方もかなり高船齢ということもあって、やはり安全上の問題をきちんとやっていただければと思っております。

また、かなりの数量が増えておりますので、過重労働なり、船体の安全というものには十分気をつけてやっていただきたいというようにお願いだけしておきたいと思っております。以上です。

○山川分科会長 安全上の問題に御留意いただきたいということですが、これにつきましては、何かコメントございますでしょうか。どうぞ。

○長谷漁業調整課長 漁業調整課長の長谷でございます。9月1日付で組織改正がございまして、私は8月まで沿岸沖合課長ということでしたけれども、そのほかに、捕鯨を除く遠洋漁業も担当することになりましたので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

高橋委員の御指摘、当然のことでございますので、業界、船主さんの方ともお話をさせていただいて、そのように指導してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○山川分科会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

鈴木委員、よろしくお願いします。

○鈴木委員 まき網のマイワシなんですけれども、現在は、相当…。

○山川分科会長 済みません、ちょっと順番に行きたいと思っておりますので、まず、スケトウダラのおホーツク海ということから…。また、後ほどマイワシについても審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、おホーツクのスケトウダラにつきまして、ほかに御意見等ございましたら、よろしくお願いします。佐藤委員、よろしくお願いします。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

まだ初心者なので御勘弁いただきたいと思っております。今回、当初より増ということで改定

なさるということなんですが、それは漁業者の方にとって大いに、消費者にとってもいいと思いますが、ただ、やはりオホーツク海南部とか、こちらの方は ABC の算定はなされないというか、することが難しいのかもしれませんが、そういう ABC の策定がない中で、また、スケトウダラを獲るということになると、何か今後の資源確保の方に問題が起きないのかなというふうに素人なりに感じたりします。なかなか国際的に難しい面もあるかもしれませんが、そういうときに、獲れる分は、是非獲らないといけないと思いませんけれども、しかも獲る魚も大体成魚を獲っておられると思うんですけれども、できるだけ質の面にも工夫をなされていくというか、小さい魚はできるだけ獲らないようにとか、そういう資源確保の面に大いに気をつけていただければというようなことを思って発言させていただきました。お願いいたします。

○山川分科会長 これにつきましては、ABC は出しておられないけれども、資源評価はやって、資源動向には留意しておられるということですので、水産庁の方から、何かコメントをよろしくお願いいたします。

○内海漁場資源課長 漁場資源課長の内海です。今の御指摘のオホーツク海のスケトウダラ資源管理ですけれども、先ほど管理課長から説明がありましたように、当然、またがり資源ということで、なかなか単独で管理できないということで、状況を見ながら TAC を増やしていくということですが、当然、この海域の資源、日本も関心がありますし、また、ロシアも関心があります。そういうところにおいては、ロシアとの間で科学者が意見交換、情報交換しながら、そういった資源の動向というものも見ておりますので、引き続き科学者の方々にその点について意を払っていただきたいと思っております。

○長谷漁業調整課長 少し、よろしいでしょうか。

○山川分科会長 お願いいたします。

○長谷漁業調整課長 付言させていただきますと、先ほど切れ目なくというようなことで御希望も聞かせていただいたわけですが、一方で、スケトウダラは単面的には非常に下がっているということで、上手に合理的に獲っていくと。先ほど小型魚の話などありましたけれども、上手に獲っていくということが非常に大事だと思っております。

また、TAC 制度からいきますと、スケトウダラの資源評価なりからスケトウダラについてだけの議論になりますけれども、現在、この漁場でのもう一つの重要魚種であるホッケの資源状態がかなり悪化しているといえましょうか、低下状態なものですから、せつ

かくの貴重なスケトウダラの来遊ですので、これをそういう意味でも上手に使う、ホッケへの圧力をそれによって少しでも下げることが非常に重要ではないかと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見がありましたら。よろしいですか。

それでは、スケトウダラのオホーツク海域につきましては、空白期間が生じないように今後工夫していくというようなこと。それから安全面にも配慮しながら操業していただく。それから資源動向にも注意しながら、今後もそういったところに留意しながら漁獲を行っていくというようなことで、原案どおり、TACの改定をお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、原案どおり認めるということにしたいと思ひます。

では、続きまして、スケトウダラの太平洋海域ですけれども、御意見、御質問をよろしくお願ひいたします。どうぞ。

○柳谷特別委員 柳谷と申します。どうぞ、よろしくお願ひします。

道南太平洋の件なんですけれども、以前から何とか漁業者が考える資源量と、出てくるTACの数量が合わないという観点から、何とかその辺の見直し、期中改定というものを実施していただけないかということでお願ひをしましてまいりましたけれども、去年は先行利用という形で多少見直しはされました。また、今回は期中改定ということで実施されたということでは、それはそれなりに評価しているところであります。

ただ、現場の漁業者にとりましては、それでなおかつ、まだ、自分たちが思っているような資源評価と評価のずれがあると、こういう訴えがあります。また、増加した分についても、今、6対4という比率で確認書があるみたいですから、それで実施されておるようでもありますけれども、沿岸漁業の場合は、待ち網漁法で、やはり来た魚しか獲れないということでは、過去にも、来ないときにはかなり資源を残してきていると。また、底びきというのは、追いかけていって獲れるわけですから、そういう意味では、過去の数字だけでその比率を決めるというのは、やはり沿岸業者からしてみたら、なかなか納得がいかないという部分がありまして、それも両者の協定のことですから、余り踏み込んで話をすることはいかなものかという考え方はありますけれども、やはり水産庁が入ることによって、その辺の配分にしても、やはり漁業者の意見というものも何とか理解できるところまでうまくやっていただけないものかと考えております。

○山川分科会長 今の御意見に対しまして、何か。

○丹羽管理課長 先ほど柳谷委員の方からお話がありましたように、今回、漁業者の方々の強い御要望もございまして、期中改定ということでABCも上がったということですが、ちょっと先ほど浜の認識と資源の状況というのが少し違うという御意見でございました。今ある科学的データ等をやった中では、こういった結果が出ているというところ、そのところは御了解いただければ幸いです。

また、今ちょっと確認しろというような形でお話が出ましたけれども、後の議題のところでは若干御説明することにもなろうかと思いますが、TACの配分というものにつきましては、3か年の漁獲量の比をもって配分を決めていくと。沿岸なり沖合なり、漁業種類ごとという形で、そういうような原則的なものがあるわけですが、ただ、その漁業者間で、そういった合意がある場合には、それを尊重するという形になっておりまして、この太平洋のスケトウダラにつきましては、そういう合意が今あるということで、それに則って配分を決めさせていただいているということでございます。

その辺につきましては、今、そういった配分等の合意の中で、水産庁も中に立会いという形で入りまして、過去やってきたというところもございまして、その点につきましては、今後也十分ケアといいますか、対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○柳谷特別委員 もう一つよろしいですか、ちょっと単純な質問なんですけれども、スケトウダラの寿命というのは、10年という単位で考えてよろしいんですか。

○丹羽管理課長 そういうことだと。

○柳谷特別委員 だとしたら、やはり待ち網漁法ということでは、10年単位で考えれば、相当の取り残ししている年というのはかなり出てきますね。10年の中でそういうことがあるのであれば、その取り残した分は、ようやく来たというときに利用することは合理的だと思うんですけども、その辺、どう考えますか。

○丹羽管理課長 今の御発言のところが、今あるTACなりが、年によって沿岸の方々が獲り残しが大きい場合があると。そういうようなものについて、将来にその分を還元できないかというふうに聞こえたわけですが、そのところは、毎年、毎年やはり資源量の評価等は行っておりますので、その分、オンしていかどうかというところは、ちょっと慎重に考えないといけないのではないかとこの方には思っております。

今、回答できる部分は、そういうところだと思います。

○柳谷特別委員 そうしたら、それに関連して、例えば資源が大量に発生する。それをう

まく何年かに分けて利用してくるということですよ。だとしたら、10年前のものをどうということではなくて、例えば5、6年前にこのぐらい獲り残しがありましたよ。だけれども、底びきはちゃんと追いかけていくのでTACをこなしていますよという現象が起きていると思うんですね。この2、3年前、5、6年前の獲り残した資源というのは、今、利用できないのかなと。しても合理的な話ではないのかなという気がするものですから、ちょっと聞いてみたんです。

○山川分科会長 よろしくお願ひします。

○内海漁場資源課長 漁場資源課長ですけれども、我が方では資源評価をやっております。それは、毎年、毎年いろんなデータを入れて、それでコホートという方法でもってその現存量、資源量を解析していくわけなんですけれども、その解析の手法の中で、前に獲り残したものが別にあって、ほかを解析しているんですよということではなくて、その分も含めて、それがまた再生産に寄与して、今年の資源量がどれぐらいになるかということで計算されていくので、当然、前も現場の方々なんかにもお話ししたんですけれども、同じおひつの米だとすれば、今、取り過ぎれば、当然来年には響いてくるし、それを取り残せば、結果的に来年に、これは環境要因もいろいろありますから、必ずしもプラスということではないですけれども、少なくとも資源の研究者が見て、再生産がうまくいく、それから近年の海洋環境でどの程度次の資源につながるかということも、その中に加味しながら、モデルの中で加味しながら、今の現存量を計算してきていますので、そういったものの獲り残したとかが別にあるのではなくて、それも含めて、今のABCの評価という数字になっているんだというふうに理解していただければ結構かなと思っています。

○山川分科会長 よろしくお願ひします。

○柳谷特別委員 資源のことばかり、今、議論になっておりますけれども、私も最近の道南太平洋の資源はたくさん来ていると。だけれども、TACがあるから、やはり沖に出られないとか、あるいは減反して操業していますと、こういうことで来ているんです。

そんな形で資源のことだけ考えて、TACだけ考えてということであれば、経営としては成り立っていないというのが現実なんです。

したがって、経営のことを考えたら、この分は使っても獲り残してきているのではないかと考えて、来たときに何とか利用しなければ、経営そのものが成り立っていないというのが現状なんですね。その辺、経営も一緒に考えたときに、国の考え方はどうか、何か方法は無いのかどうか…。

○山川分科会長 宮原次長、お願いいたします。

○宮原水産庁次長 確かに、今、お答えしていたのは資源の話ばかりしているので、ちょっと違和感を持たれるのかと思います。獲り方の問題なんですね。獲り方の問題として、1年じゃなくてももう少し長いタームで見てもらえないかというのは、考え方としてはあるのかもしれませんが。実際のところ、去年は獲れ過ぎたわけですから、1年の分を超えて獲るといふことの融通性を認めたということであるならば、逆もあるんじゃないかというのは、理屈としては考えられることなんで、そういうことも考えてみたらどうかと思います。

経営の面ということからすると、今年の TAC の増加についても、実際のところは、震災の影響で海外に売れなくなったとか、すり身の国際市況が下がったというようなことで、すり身の市況自体、非常に今は下がってしまったという状況もあるんですが、やはり沿岸の状況もあるし、資源の許す限りということであれば、TAC を増やすということで、今年、そういう意味の融通性を発揮させたということなんです。

御指摘の点は、大変よく分かります。それぞれの漁業の特性を見ながら、どういう融通性を与えることができるのかというのは、今後の課題として考えさせていただきたいというふうに思います。

○山川分科会長 ちなみに、私も水産資源の研究を行っている者の1人として、ちょっと発言させていただきます。私自身は、スケトウダラの資源評価を直接やっているわけではないんですけども、伝え聞くところによりますと、太平洋のスケトウダラにつきましては、2005年級群が、かなり卓越年級群ということで加入が多かったと。ただ、2006年級、2007年級というのが、今のところそれほど加入量が芳しくないというようなことが、どうも資源評価の結果、分かっているというようなことで、2005年級群が好調であったということはあるわけですが、そのところは、できるだけ大事にしながら獲っていた方がいいんじゃないかというようなことを御担当の方からは伺っております。

「経営状況を考えると…」という話も十分理解できることであるんですけども、そもそも ABC よりも当初の TAC、若干そういったことを配慮して、多目に設定しているというようなこともございます。そして今回、ABC を再評価したところ、当初の評価よりはもう少し獲ってもよさそうだと。そういうことで、その分引き上げるというようなことですが、そもそも ABC よりも TAC が若干上回った形になっていたわけで、資源評価が 100%正しいというわけではないですけども、それなりに現在、利用できる情報を利用して、中立的に計算すると、こういう数字が出てくるというようなことでございます。そ

の辺は経営状況を考えて、若干多目にTACを設定するというようなことですが、将来的に、もし、加入が不調で、資源水準が減少しかけてくるような、現状では、中位・横ばいということで、それなりに産卵親魚量もあるというふうに聞いてはおりますけれども、そういった兆候が、もし、仮に将来現れるというようなことがあった場合には、それに対して、柔軟な対応をいただくというようなことも御留意いただきながら、TAC を上方修正というようなことかなと考えております。

ほかに御意見はございますでしょうか。長屋委員、よろしくお願ひいたします。

○長屋委員 資源の評価の結果と、やはりその利用者が実際操業をして持つ感覚、これとずれの話が、今、柳谷特別委員からあったわけでありまして。私ども、この後のスルメイカの資源の評価の問題とも関係するわけでございますけれども、やはり現実にこの現場で操業をしている漁業者、やはりこれはいろんな情報があるわけでございますから、これを更に取り入れていただく。そういう中で、また、更に漁業者の方と、是非そういうことについての、いろんな御理解をいただくような御説明なり、そういうことを、更に今よりも進めていただく。こういうことが、しっかりと資源の評価の精度も上げるでしょうし、また、その TAC の管理というものをより進めることになると思いますので、是非、この辺の取組みをお願い申し上げたいと思います。

○山川分科会長 どうぞ。

○丹羽管理課長 今の御発言につきましては、勿論、私どもの方も現地漁業者の方々なりと、そういった話し合いといいますか、できるだけやっているつもりではございますが、今、御発言がありましたこと、勿論、そのとおりでございますので、可能な限り、また努力をしていきたいと思っております。

○山川分科会長 山下委員、お願いします。

○山下委員 この沿岸のスケトウダラですけれども、待ちの漁業ではあるかもしれませんが、その中でも、例えばスケトウダラの刺網は、自分で資源量、漁獲量の調整をある程度できると。もう一つのその他刺網、定置というのができないと。その中で漁獲量を調整できない方の沿岸漁業が非常に多くとっているのではないかと聞いています。

そういう意味では、同じ沿岸漁業であれば、その中で調整をするなり、漁獲量を調整できない方が非常に多く獲れたときには、そのときにどうするかということをおらかじめ決めておくなりというようなことも大事なのではないかと思います。

勿論、沖合漁業の場合には、追いかけていくというふうにおっしゃいましたが、それで

調整もできるわけですね。自分で出る、出ないを。でも、沿岸でも刺網の方はできるわけですから、できない方との中での調整が必要なのではないかと思えます。

○山川分科会長 どうぞ。

○丹羽管理課長 管理課長でございます。今の山下委員の御発言に関連いたしまして、本件につきまして、沿岸漁業は、今、言われましたとおりでございますが、沿岸漁業の中で、刺網、それからスケトウダラを対象とした定置網というようなものも、北海道の方にあるというふうに伺っております。そういった面の管理は、かなりできるというように、北海道の方から伺っております。

ただ、スケトウダラを対象としていない定置網というようなものもあるということでございまして、その場合は、主対象が違うもの、例えばサケ・マスとか、それからほかのスルメイカ等、定置網みたいなものがあるようでございますが、そういったものにかかなり混獲をされていると。それが何年かに一度とか、今回、2年続けてというようなことらしいんですが、というような形で、魚の来遊状況といいますか、どこを通るかということによって変わってくるというようなこともあるんだろうと思うんですが、そういった意味で、そういうようなものについての管理は、かなり、今、難しいというのが実態だと聞いておりますが、そういった面について、どういったことができるのかということころは、また、北海道庁なりとも御相談しながら考えていきたいと思っております。

○山川分科会長 どうぞ。

○櫻庭委員 北海道の立場で。今、刺し網の話をしておりましたけれども、このスケトウダラ漁業については、関係漁業者というのは、それなりの自主的な取組みをしているんですよ。漁獲制限をしたり、網数を減反したりして、それなりの漁獲努力をしているということだけは理解をしていただきたいと思えます。

○山川分科会長 長屋委員。

○長屋委員 私も同様の御意見を申し上げようと思いました。やはり沿岸側の自主的な資源の管理の取組み、ここをしっかりと見ていただいたうえで、今、櫻庭委員からもあったように、やはり減反をしている。そういう中で、言わば、そういう刺網なり定置網、こういうところ実際に、言わば漁獲の量というのは増えてきている。こういう実態をどういうふうに評価されるのかということと、やはりそういうものに対する漁業者側のいろんな知見、こういうものを先ほども申し上げましたけれども、いろいろ聞き取ったうえで御判断をいただきたい、このように思います。

○山川分科会長 そういった御努力もしておられるというようなことでございますけれども、ほかに御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○八木田特別委員 全サンマの八木田です。今の議論を聞いていて、スケトウダラの資源管理で、このスケトウダラに限らず、ABC での資源評価というか、机上での資源と実際のギャップというのは、必ずあるはずなんです。

そうした中で、北海道の刺網の状況を見ていても、後継者等々含めて、非常にこの後漁業を続かせるのに大丈夫なのかと心配して見ている部分があります。

どうしてかという、やはり経営が安定しないとか、そういった部分がありまして、そうした中で、目の前に魚が来ていて、資源が豊富にあるのに獲れない状況だったり、そういった中で経営が圧迫されるような中で、資源管理は大事ですけども、こういった中で経営が圧迫されて、最終的には、そういう環境の中で漁業者が育っていかないと何にもならない話で、その辺は十分弾力的に、注意して、資源管理も大事ですし、経営も大事だという中で運用してもらいたいと思います。以上です。

○山川分科会長 では、濱田委員、よろしくお願いたします。

○濱田特別委員 運用上、先行利用とか、期中見直しをやって、そしてまた次年度に先行利用があつて、柔軟な対応をされています。漁業者がよりよく資源を活用するのに、このように対応されるということは大変いいことだと思います。

この期中見直しについて、全く意見はございません。ですが、過去の実績、例えば昨年の太平洋海域の実績と、昨年設定した TAC と、その関係から見たときに分かりにくいものがあります。昨年、期中見直しと先行利用があり、先行利用の未消化部分があり、そして本年も、先行利用と期中見直しがあり、その中で昨年の TAC 枠は最終的に 7 万 2,000 トンになっているけれども、実績は 8 万トンとなっています。それだけ資源の来遊量が多かったということだと思うのですが、先行利用と期中見直しの関係が年をまたがって関係している上、なぜ TAC の見直しと先行利用があつたにも関わらず実績が TAC をオーバーしてしまうのか、外から見ていると大変分かりにくい状況です。

昨年実績との関係から見たときに、ざっと計算したら、昨年の TAC 設定の状況からすると 8,000 トンオーバーしていることとなります。8 万トンとなり、オーバーしていることが悪いと言っているわけではなく、こういうふうになってしまうと、若干管理がどうなされているのかが分かりにくくなると思うのです。

おそらく、先ほど出てきた待ちの漁業との関係があると思うのですけれども、一方で刺

網さんの方はしっかりと管理して、でも一方で、実績からすれば TAC をオーバーしてしまっている実態だと思うのです。この辺はやはりある程度整理をなされた方が良いのではないのかと思います。

整理が難しく、分かりにくく大変だと思いますが、今回と前年度の TAC のトン数だけ見たら、8,000 トンのオーバーになってしまっているのです、柔軟な対応をされたこともよく分かるのですが、説明がつくようにした方がよいと思います。

○山川分科会長 では、事務局、よろしくお願いします。

○丹羽管理課長 今回の濱田委員の御指摘につきまして、若干数字的な御説明をさせていただきたいと思います。

昨年、TAC の全体数量、18 万 2,000 というような形が、この資料 2-1 のところにございます。それで、18 万 2,000 トンというところですが、先行利用としまして 1 万トンの沿岸部分の先行利用というものを、次年度分から、勿論、もってきたということでございます。

それから、沖合漁業につきましても、1,000 トン部分の先行利用を、当初 TAC に乗せたという形になっております。それを結果として、この数字が出てきているわけですが、沖合漁業につきましては、1,000 トンを消化せずに、先行利用を使わなかったという形になっております。

それから、沿岸漁業につきましては、そのときに御説明をしているわけでございますが、先ほどのスケトウダラをねらう、刺網漁業というものがございまして、その漁獲状況が非常にいいということがございまして、その刺網漁業に先行利用という形で 1 万トンを割り振った形になっております。

それをトータルして、この数量になっているわけですが、結果として、今、言いましたように、沖合漁業については使われていない。それから、沿岸漁業の刺網漁業の 1 万トンの先行利用分につきまして、実際上使用されたのが 4,000 トンであったということでございます。

したがいまして、その先行利用の考え方のところからいきまして、6,000 トンが消化されなかったということで、ここにあります 16 万 7,000 トンというような、この緑色のところに、23 年改定と書いてあるんですが、5 ページ目のところですね。そういうような形になっているということで、今現在、16 万 7,000 トンの枠というような形になっているということでございます。

それは、この 21 年度のところに 17 万 1,000 トンと書いてございますけれども、太平洋のところですね。そこから 4,000 トン引いた形、つまり沿岸の先行分で使用された分、それが 4,000 トンという形で、6,000 トンは使わなかったと、それから沖合についても、使用されなかったということで、最終的な話として、4,000 トンだけ使ったという 16 万 7,000 トンになっているということでございます。

それで、今、濱田委員から御指摘がありました、実績としてかなり獲っているという話でございますが、それは、先ほど私の方からも少し御説明をさせていただきましたが、沿岸漁業の中でも、定置等で主対象としていないスケトウダラを、主対象としていない定置網等でかなりの漁獲があったということで、これにつきましては、先行利用等の考え方になかったもので、それがオーバーをしたというような状況だというふうになっております。そのオーバーといいますか、たくさん獲れたと。

それにつきましては、先ほど私の方からも御説明しましたように、北海道庁なりと、何ができるか、どのような形ができるかというのは、また、考えていきたいということで、なかなか難しい問題であるというふうに認識しているということでございます。

○濱田特別委員 10 年くらい前に、そのことについてメディアでたかれたという経緯があります。ですので、その点をこのまま見過ごすのではなくて、何らかの対応が必要だと思わなければならない。

過去、若干量のところに、4 万トン獲れたことがありました。私は、そのころ北海道におりましたのでよく知っているのですが、これを、何も「待ちの漁業」だからできないというのではなくて、何らかの形で枠を付けることが必要だと思います。実績と TAC だけ見たら 8,000 トンの漁獲オーバーとして見られてしまうわけです。昨年の場合ですよ。昨年の実績で見ると、これは管理不徹底というふうに見えてしまうので、これへの対応が何もないというのは良くないと思います。抑えつけるという意味で話しているのではなく、「若干量」でごまかしていくということをやめて、枠組みをしっかりと作っていくことが必要ではないかと思えます。今後、その刺網との間で調整していくという方向は進めるべきですが、TAC は枠の話ですから、数字だけで外から見て捉えられてしまうので、そこへの対応を図る必要があるのではないかと思います。

○山川分科会長 では、丹羽課長、よろしく申し上げます。

○丹羽管理課長 今の御指摘を踏まえまして、先ほどの繰り返しになりますが、ちょっと整理をさせていただいて、よく考えていきたいと思えます。

○濱田特別委員 よろしくお願ひします。

○山川分科会長 それでは、そういったところを今後十分御検討いただき整理していただくということで、今回の諮問につきましては、原案どおりお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、スケトウダラの太平洋海域につきましては、原案どおり TAC の変更を認めるということにさせていただきたいと思ひます。

では、続きまして、マイワシですけれども、まず、鈴木委員からよろしくお願ひします。

○鈴木委員 先ほどは失礼いたしました。マイワシなんですけれども、マイワシは、かなり急激に増えたり急激に減ったりするということで、それは、なかなか学者さんによってもいろいろな意見があるわけでございます。

我々としては、何もやらないよりは、勿論、制限した方が資源のためにはいいだろうということで協力しているわけですが、近年、マイワシが増えてきたように思ひます。今年辺りは、相当な群れはありましたが、まき網はマイワシとサバを一緒の時期に一緒に獲るものですから、どうしてもずっとサバが需要の関係もよかったものですから、これはマイワシと違って資源管理が効いている魚だと思ひまして、お陰様で安定して獲らせてもらっていますから、どうしてもサバの方を獲るものですから、マイワシはいるんだけども獲らないというような現在ではないかと。今年も相当なことがありまして、今年には特に福島原発の関係がありまして、茨城県北部から宮城県南部まで自主規制で、どこからも制限がかからなかったんですけれども、自主規制で獲らないようにしたんですけれども、マイワシはそこにいっぱいいたというような話を聞いております。

それで、サバも安定していますから、そういうことがあつては困るんですが、もし、サバでも薄くなるようなことがあると、みんな一斉にマイワシにかかるとなると、相当な数量に上ってくる。かつて全国で 400 万トン獲った、あるいは北部だけでも 100 万トン獲ったという、そういうことはないでしょうけれども、そういう魚なものですから、そういうときには、やはり期中の見直し、また、今、サバを獲っていますので、マイワシを獲る勢力というのは少ないものですからいいんですけれども、マイワシをもし獲ったら急激に上がることも予測されますので、そのときには、その資源を把握した上で期中見直しは、マイワシに関しては速やかにやってもらいたいというように考えます。お願ひしたいと思ひます。

○山川分科会長 ほかに御意見はございますでしょうか。このマイワシの場合は、最近特に資源が上昇傾向にあるということで、ABCの上昇幅、抑えぎみにして半分、TACを上積みするというような、そういう原案になってございますけれども、御意見よろしいでしょうか。

では、マイワシにつきましては、原案どおりお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、マイワシにつきましては、原案どおりお認めするという事で処理させていただきたいと思います。

では、続きましてスルメイカにつきまして、御意見がございましたら、よろしくお願ひします。長屋委員。

○長屋委員 スルメイカの資源については、スルメイカがTACの管理の対象になってから、期中改定というものは、これまで一切行われてまいりませんでした。そういった意味で、各小型いか釣りの業界の各県の組織があります、小型いか釣り協会の方からは、この期中改定についての反対なり、懸念の意見が出されております。これは、既にパブリックコメントの方にも提出をさせていただいておりますので、詳細については割愛をさせていただきたいと思います。

ただ、その背景には、やはり改定によって資源への影響がどう出るのか。また、輻輳海域において操業のトラブルというものにつながる事、また、それが安全操業の方に影響を与えるのではないかという問題。また、漁獲形成への影響。こういうことが挙げられているところでございます。

また、今回の震災によって、大分小型の漁船につきましては、被災地においては、漁船、漁場を失って海にも出られないという状況がまだあるわけでございまして、こういう中で言わばTACの改定というものについての抵抗、そして、もう一点はTAC全体のスルメイカの消化率からいきますと、昨年の場合でもまだ半分に行くか、行かないか、こういうのが実態でございます。

こういう中で、やはり今回、初めてのTACの期中改定についての御議論がされるということでございますけれども、私どもといたしましては、どのような経緯または背景で今回の期中改定というものが御議論の対象になっているかということについて御説明をいただきたいと思います。

○山川分科会長 ただいまの御質問に対しまして、水産庁、よろしくお願ひいたします。

○丹羽管理課長 このスルメイカの期中改定のことにつきましては、先ほど私の方から御説明をいたしましたけれども、勿論、ABC の増加というものがあるということと、ほかのスケトウダラも同様でございますが、やはりそういった経営関係とかを勘案した中で、漁業者からの御要望も、特にこの場合には沖合漁業の方からの要望が高かったということでございますが、そういった希望がある中でお話等を伺い、それから、今、長屋委員からございましたけれども、沿岸といいますか、小型のいか釣りの漁業者等から反対といいますか、そういう御意見があるというところは聞いておりますが、そういった御意見等も話し合い等をさせていただいて、私どもの方として調整を取ってきたつもりでございます。

あと、先ほど御説明もしましたけれども、震災を受けたというような中で、このスルメイカについての沖合底びき船が年内安定的に操業したいというような話。それから現地の方で加工関係の業界からの要望も高いというふうに聞いておりますので、そういった面を加味して今回の TAC の枠の期中改定をさせていただいたという次第でございます。

○山川分科会長 長屋委員。

○長屋委員 今、御説明をいただいたところでございますけれども、1点目の資源評価の問題につきましては、先ほどスケトウダラにおいての問題と同じような問題が、やはりあるんだと思っております。それは、研究者の方々の資源研究に対する御尽力というのは、大変これは多とするところでございますけれども、やはり今回の場合も、現地の方からは資源が増えているという評価の結果と、やはり現場の漁業者の持っている感覚というものが大分ずれがあるんだというところでございます。

こういうことは、先ほど申し上げましたように、なるべくそういった意味で漁業者の方々の声、現場の声または情報というのを取り入れていただく、そして、また資源の評価の水準を上げていただく必要があるんだと思います。

2点目の理由でございます、漁業者側の要望があるということでございますが、これはスケトウダラにつきましては、先ほどありましたように、すべての方々が期中改定についての要望があると思っておりますが、少なくとも先ほども申し上げましたように、スルメイカにつきましては、小型いか釣りの漁業者からは、やはりこの期中改定についての懸念なり反対の意見があるということでございます。

私ども、そういった意味からいきまして、今回の期中改定については、やはりこれに賛成ということについては、なかなか難しい問題だと思っておりますし、特に、先ほど最初に申し上げましたような資源の管理に対する影響であるとか、それから魚価形成に対する

影響であるとか、またはそういうものについて、やはりしっかりとした国なりの対応というものが無い限り、やはり小型いか釣り業界としては、これについては賛成はできないという立場を取らざるを得ないと思っております。この辺は、総合的にまた御判断いただきながら、結論を出していただければと思います。これは、意見でございます。

○山川分科会長 ただいまの問題につきまして、ほかの委員の方々から何か御意見はございますでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 1つは、イカは1年魚と聞いておりますもので、素人考えで言うと、資源があれば、そのまま自然死させるよりは獲った方がいいのかなという感じがします。

今の御意見ですが、小型いか釣り船は小型いか釣り船の立場があるでしょうけれども、国民が、あるいは市場が、加工屋さんとか、そういうものが求めておって、それで当然求めているから値段もいい値段であるというようなときには、個々の団体というか、業界の制限してくれという要望はあるとしても、私は市場が要望するように獲らせたらいんじゃないかと思えます。

○山川分科会長 ほかの委員の方、御意見はございますでしょうか。風無委員、よろしくをお願いします。

○風無特別委員 私も、今、鈴木委員の言われるとおり、沖合漁業としては、資源の評価がこのようであれば、その分だけ漁獲させた方がいいんじゃないかと思えます。

○山川分科会長 そういった意見もございますけれども。

○櫻庭委員 お尋ねしたいんですが、これは、目一杯消化しているんですか。今までの TAC の部分というのは。

○丹羽管理課長 今、詳しいデータの方は、ちょっと手元にないんですが、今、担当の方から聞きましたところ、沖底では7割、いか釣りのところは5割ぐらい、それから大中型まき網はほぼ100%というような消化率だということでございます。

○柳谷特別委員 素朴な疑問として、今の話を聞いていますと、要るだけ獲ってもいいよと。それでもスルメイカ資源は大丈夫ですよと聞こえたんですけども、これはそういうことなんですか。

○丹羽管理課長 いや、TAC を定めている部分についてが、その可能量ということでございますので、要るだけというのは、ちょっと言われるところがあれですけども。

○山川分科会長 これは、資源評価を行った上で、ABCを出してということで、そのABCの枠内だったら大丈夫だと、そういう話です。

○柳谷特別委員 分かりました。

○山川分科会長 山根委員。

○山根委員 全く素人でなかなか発言が難しいんですけども、先ほどこの件に関してパブコメの意見を反映していますというお話がありましたけれども、パブコメでは、どのような意見があったのでしょうか。

それで、例えば震災の影響なんかでいろいろと混乱していて、今回はパブコメを出すような状況ではなかったという方が多かったのかということも、もし、分かれば教えていただきたいと思います。

○丹羽管理課長 パブコメにつきましては、スルメイカについて、先ほどありましたように、沿岸関連の業界の方から3つほどの内容についてのお話がありました。1つは、TACの期中改定実施につきまして、これはスルメイカというところの部分でございますけれども、基準が必要ではないかと。先ほど長屋委員からもございましたけれども、初めて期中改定をやるというようなことから、そういうような御意見があったということだと思います。それにつきましては、私どもの方は、幅広く御意見を聞きながらやっていきたい。それから、先ほどほかのところでもそうですが、できるだけ柔軟に対応していきたいと思っております。

それから、2つ目の御意見としましては、資源評価手法の検証ということで、これもやはり現場との差みたいな話として、そういった御意見ということでございます。これにつきましては、勿論、私どもの方では、できる限りの資源評価の手法に努めるというようなことでございますけれども、関係漁業者からの情報等も活用させていただきたいということでございます。

3つ目は、小型するめいか釣り業界の意見ということで、それは、先ほど長屋委員からございましたように、そこについて懸念が表明されているということでございます。そのところは、私どももさまざまな意見があるということでございますが、今後含めまして、関係業者の理解が得られるように一層努めていきたいということございまして、勿論、今回の期中改定をするに当たりまして、いろいろ漁業者の方々と意見交換等もさせていただいてはいるんですけども、そういう努力を続けていきたいということでございます。

○山川分科会長 宮原次長、よろしく申し上げます。

○宮原水産庁次長 イカについて議論があったのは、スケトウダラでも意見があったのと同じような状況でございます。スケトウダラの場合、皆さんが諸手を挙げて賛成していた

とか、そういうことでもなかった。先ほどお話ししたとおり、市況的には 30 円下るような状況になってきていて、これをここで増産していいのかという懸念があったということも事実なわけです。

逆に、イカの方は、アカイカの供給が非常に下がっているということもあって、加工筋からのイカの引きが非常に強いということがございました。

実際、本当に沿岸に張り付いて操業される方にとっては、ちょっと感覚が違うのかもかもしれませんが、いろんな、いわゆる旅をする船の人たちから見ると、今年の漁場の形成が違って、道東でかなりのイカが獲れるようになっていて、その道東で上がるイカについても、むしろ加工用に回って値段が大変いいと、木箱で売れてて値段がすごくいいという状態になっているということで、やはりイカの供給については、今、非常にタイトになっているので、もし、資源が許すのならば、そこは許してもいいんじゃないかということがあったと。

ただ、小型いか釣りの懸念については、先ほど長屋委員がスケトウダラするときにもおっしゃっていましたが、スケトウダラ、イカ、あるいはカツオなんかもそうなんですけれども、カツオの場合は、沿岸の漁師さん方は、もう資源が悪くなっているといったのに、資源がいいと言うのはおかしいんじゃないかという現場との感覚のずれがあったり、イカについても、やはり一部の小さいイカ釣りの漁業者さんたちから見ると、そんなによくなっていないんじゃないかという意見のずれがあったり、そういう現場とのずれというのは、大変このごろ指摘されているところでございまして、水産庁としても反省する部分が出てきているんじゃないかと思います。

というのは、TAC ですか、こういう施策を打つに当たって、施策についての説明はするんですが、資源評価について、皆さん方の意見聞き、あるいは科学者の意見は、解析結果がこういうことだったという説明については、確かに今まで不足しているのではないかと思いますので、そういった現場との、特に資源評価についての情報の交換あるいは説明といった努力は、今後ともちょっと強めていかなければいけないと思っていますので、その点をちょっと御理解いただいて、御納得いただければと思います。

○山川分科会長 長屋委員。

○長屋委員 スルメイカにつきましては、先ほど申し上げましたように、今回が初めての期中改定の御議論でございます。私どもといたしましては、やはり今回の決定をするに至ったところの、言わば整理というもの、それは今後、また、この期中改定の是非を巡って

の1つの基準になっていくんだと思っておりますので、私の方からも、今、意見を言わせていただきました。また、委員の皆さん方もいろいろ意見が出たところでもありますので、こういったことをしっかり踏まえて今後の対応を取っていただきたい。

特に資源への影響であるとか、2点目は魚価への影響、こういうものについて、または安全操業への影響、こういうことにつきまして、やはり水産庁としてしっかりとした対応というものを取っていただく、こういうことを是非お願いしたいと思います。

○山川分科会長 では、今後、そういったことに御留意いただきながら対応を考えていただくというようなことを条件として、今回の改定はお認めするというにしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、今回は、そういうことで原案どおり認めさせていただくということにしたいと思えます。

それでは、諮問第 205 号につきまして、すべての魚種、海域についての審議が終了いたしましたので、確認のため答申書を読み上げさせていただきます。

#### 答 申 書

23 水 審 第 18 号

平成 23 年 9 月 22 日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成 23 年 9 月 22 日に開催された水産政策審議会第 53 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

#### 記

諮問第 205 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

ということで、この答申書を次長の方にお渡しさせていただきたいと思えます。

では、続きまして、審議事項に入ります。中期的管理方針の変更についてということで、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○丹羽管理課長 それでは、審議事項でございます、中期的管理方針の見直しについて、御説明させていただきます。

先ほど、配付資料の中で、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画というものをご覧いただきましたけれども、それをまず、お手元に見ていただきたいと思います。

この基本計画の7ページのところをお開きいただきたいと思いますが、この7ページの第3の「第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項」。ここの2番目が、本件に当たる部分でございます。

この第3の1番目のところに書いてございますように、「漁獲可能量の設定は、当面の間（19年以降5年間程度）第3の2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。」というふうに記載されておまして、19年当時に、5年間の内容としてこの第3の2の記載がなされているということでございます。

それで、今回のこの基本計画の設定というものは、この19年から5年を経過するというところでございまして、この第3の2の中期的管理方針というものを、今回、改定をしたということでお諮りしたいということでございます。

具体的には、資料3をご覧いただきたいと思うんですが、この表の資源水準の18年当時、それから直近の状況、それから中期的管理方針の現行の記載内容が次に来て、それから変更案ということで記載させていただいております。

具体的に変更をしたいというところは、一番右側にある変更案の赤字で記載させていただいているところということでございます。

内容的には、現行の資源水準等を勘案いたしまして、その資源評価等の変動に応じて、若干の字句修正をしたということと、それから、この中で資源回復計画という言葉といたしますか、現行、御承知かと思いますが、資源回復計画というものをずっとやってきていたわけでございますけれども、その資源回復計画が、今年度で終了して、それで新しい資源管理計画という枠組みに移行したということがございまして、そういったものを反映させたというものでございます。

先ほど申しましたように、次回、11月ごろに新しいこの基本計画案を御提示するところでございますが、その御提示の中では、この中期的管理方針、第3の2のところを、この変更案に変更して御提示をさせていただきたいと思っております。

なお、資料3の次のページ添付しております参考資料というものがございまして、これが資源管理指針・計画による資源管理の推進というようなペーパーでございまして、中ほどの左側に、現在行われております資源管理の枠組みというのは、公的規制、それから資源回復計画、それから自主的管理計画というような形で行われてきていたわけですが、本年度からこのものを統括したような形で、国・都道府県で資源管理指針というものを作り、それで漁業者等が作成する資源管理計画を策定して、資源管理を行っていくという枠組みに変更になりましたので、参考までにこの資料を付させていただきましたという次第でございます。以上でございます。

○山川分科会長 中期的管理方針の変更ということで、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。長屋委員。

○長屋委員 この管理方針の変更案についての異論をとнаえるものではございません。

ただ、この中にやはり表れておりますのが、資源回復計画。これから新たな資源管理計画に基づく管理に変えていくということでございます。

私ども、この新たな資源管理指針、そして、この資源管理計画に基づく管理によって、更にまた我が国の資源の管理というのは、進むものだとして評価をしているところでございます。

ただ、1点だけ心配する問題は、これまで取り組んでまいりました広域の回遊魚種についての資源回復計画でございます。これにつきましての取組みは、まだ、私どもは必要なところは進めていく必要があると思っておりますが、これについての施策というものが来年度からは打ち切られていくというところでございます。

この各県段階で作ります資源管理計画というものがベースになっていくというところの限界があるんだというふうに思っております。これまで進めてきて成果が挙げられております、例えば瀬戸内海のサワラであるとか、またはサバの資源等、こういうものについて、やはり国として新しい所得補償政策というものの政策では、やはり直接的な効果を与えるというものについては、やはり効率性がないものだというふうに私どもは考えております。これまで取られてきたような直接的な必要なものについての休漁をかけるというような政策、そういうものについて、是非、今後の政策検討の中で水産庁等に、また御要望を申し上げたいと思います。これは、御要望でございます。

○山川分科会長 広域の魚種について、回復計画、今後どうされるのかという辺り、水産庁、よろしく願いいたします。

○丹羽管理課長 ただいま長屋委員から御指摘のありました資源回復計画についてでございますけれども、資源回復計画で予定されている内容につきましては、私どもの方もチェックいたしまして、今から行われる都道府県の資源管理指針なり、そういうものにちゃんと取り込まれるように措置はしております。

ただ、今、言われたような具体的な施策というところにつきましては、当然、その事業自体は今年度で終了するというところでございますけれども、今後の話としましては、各広域漁業調整委員会とか、そういうようなものも活用していきながら、どういったことをやっていくかというのは、検討、整理をしていきたいと思っております。

○山川分科会長 それについては、今後、御検討いただくということでよろしいでしょうか。はい。山下委員。

○山下委員 管理方針ですけれども、現行と変更案の方は、大体同じといたしますか、資源管理計画に文言が変わったこと以外は余り変わっていないと思うんですけれども、そういう場合に、現行、5年間こういう方針でやってきて、それでとてもよかったからそのままもっていくというふうに考えてよいのか。つまり、現行の評価というものに基づいて将来の計画というのがあってよいのではないかと思うんですけれども、そのことについて伺っていなかったのので、一応、確認したいと思います。

○山川分科会長 丹羽課長、よろしく申し上げます。

○丹羽管理課長 私どもの自己評価ということでしかお答えできませんけれども、これやってきた中で、そういった意味では一定の評価があったというふうには理解しております。それなりに資源が回復基調にあるというようなものも魚種類としてあるというふうには認識しております。

そういった意味で、今の山下委員からの御指摘にお答えをすると、一定の成果があったという中で、ほぼ内容的に同様な内容にさせていただきたいということでございます。

○山川分科会長 今のお話ですけれども、資源回復計画が資源管理計画となったと。このこと以外に変わっている点としまして、例えばスケトウダラの太平洋系群で現行の管理方針ですと、資源の回復を基本方向としつつもということだったわけですけれども、当時、18年時点の資源水準が低位・減少というところが、平成 22 年の評価ですと、中位・横ばいというようなことになった。そういったことも勘案されてのことだろうと思っておりますけれども、一定の親魚量を確保することにより、中位・横ばいという水準を続けていくというような形に変更になっているのかなど。

あと、マイワシにつきましても、低位・減少だったところが、今、資源の増加の兆候が見え初めているというようなことがあって、現行の管理方針ですと、資源水準の維持を基本方向としてとなつていますが、なかなか当時は、まだマイワシがすぐには増えるというような、そういう環境になかったというようなことから、こういう管理方針になっているんだと認識しております。しかし現状では、若干増加の芽が見えつつあるということで資源水準の維持もしくは増大を基本方向としてというふうに変更されたいというようなことで、そういったところは、当時の資源状態、それから現状の資源評価、そういったものを勘案して、今回の変更案がつくられていると考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○山下委員 分かりました。

○山川分科会長 佐藤委員。

○佐藤委員 ささいなことですが、この基本計画の在り方なんですけれども、今、22年11月ということで策定された新しいものですが、内容を拝見すると、今、中間で管理方針の変更とかいうことで、これも含めてかなり数値で細かいのが網羅されておりますけれども、これからも随時といいますか、臨機応変といいますか、そういうことで中身をどんどん変更していくというスタンスでこの基本計画は運営なされていくんでしょうか。それとも、何かある時期で基本計画全体をぱっと直すとか…。

○山川分科会長 丹羽課長、よろしくをお願いします。

○丹羽管理課長 参考までにお配りしております基本計画というものは、毎年策定するというごさいまして、その中で、今回も御相談をさせていただきましたけれども、期中改定を行ったり、それから TAC 管理、特に TAC の魚種につきましては、漁期に従って TAC を設定するということになっておりまして、実を言いますと、毎年次回でお願いする予定にしておりますが、11月にこの基本計画の案を御提示して御了承いただくという形を取るんですが、そのときには、まだ開始されていない TAC 魚種がございます。

ですから、そういうものは抜いた形で御提示をします。そうすると、今度は新しく、例えばスケトウダラについては、4月から3月の漁期ということになりますので、2月ぐらいに、今度また審議会を開催させていただいて、スケトウダラの TAC を御了解いただくということになるんですが、そのときに改定があるという形で、順次改定を行いながら、1年間この計画が作られていくと。それで、先ほど言いましたように、期中改定がある場合もありますので、そういうものは、この一部改正という形で対応を取らせていただくというごさいまして、毎年作りますので、11月時点で、今度は23年版としてのもの

のに、表に公表というのが 22 年の 11 月何日公表というようなものになるということ  
でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。では、宮島委員、よろしく申し上げます。

○宮島特別委員 細かいことを聞いて恐縮なんですけれども、サンマの表現の仕方なんです  
が、全体の表現の中で、別に異存があるわけではないんですけれども、サンマの表現に  
ついて、漁獲金額が資源管理の重要な部分を占めるように受け取れます。確かに実態はそ  
うだと思いますが、多獲性魚についてであれば、ほかの魚種についても、同じようなこと  
が言えるかと思うんですけれども、このサンマについてのみそういう記述があって、ほか  
の 6 つの魚種については、漁獲金額等のことが出てまいりません。

それで、こういう文言で決めた過去、その辺の議論は何かなかったものなんでしょうか。  
もし、お分かりなら教えていただきたいと思います。

○山川分科会長 丹羽課長、よろしく申し上げます。

○丹羽管理課長 私自体は、そんなに古くないんですけれども、理解といたしましては、  
特にサンマについては、この漁獲の量と金額というのが、反比例関係にあるといえますか、  
そういうようなものが激しいというものは、私も非常に過去に、そういったデータ自体は  
見たりしていたことがございますので、そういったものを反映して、こういう表現が過去  
になされたというふうに理解しておりますけれども、違っていけば…。

○長谷漁業調整課長 5 年前担当していましたものですから…。丹羽課長が言ったとおり  
です。やはりサンマは顕著にその関係が出るということで、また、資源評価も年によって  
相当振れるんですね。それに応じて設定した場合、非常に経営への悪影響が想定される  
ということがあったものですから、こういう書きぶりになっております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。では、米田委員、よろしくお願いたします。

○米田特別委員 管理方針の中で、ちょっと細かいんですが、ズワイガニの件で、下から  
3 行目に、その主たる生息域について云々と書いてあって、最後に韓国との協調した管理  
に向けて取り組むと書いてありますが、どのような取組みを考えているんでしょうか。

○山川分科会長 丹羽課長、よろしいでしょうか。

○丹羽管理課長 本件につきましては、御承知のとおり、日韓の漁業協定で暫定水域等が  
決められており、その暫定水域の操業条件等、協議で行われるということでございますの  
で…。

○山川分科会長 では、宮原次長。

○宮原水産庁次長 御案内のとおり、今年の協議で特に暫定水域については、両国で資源状況の把握のためのロードマップを作るということで、今年中にロードマップを作るべく、来週から協議が始まることとなります。

ロードマップを作っても、それから先、共同した資源の評価をし、それからどういう管理を取っていくのかというのは、韓国側はできるだけ先延ばししたいとっていて、日本側はできるだけ早く、来年にもやりたいと思っている中で、このまませめぎ合いがまだまだこれから起こっていくということになりますが、最大限努力していくということをごとお話しさせていただきたいと思っております。

○米田特別委員 なるべく早く、よろしく願います。

○山川分科会長 では、ほかに御意見、安部委員、よろしく願います。

○安部特別委員 安部でございます。初めて質問いたしますけれども、中期的管理方針につきましては、周辺各国との、いわゆる協調といいますか、共同管理が必要だと思っておりますし、実際、この資料の1ページにつきましては、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、後ろのページにつきましても、周辺各国の協調と管理というのが書かれておりますけれども、サンマにつきましては、その表現がないんですけれども、いわゆる北太平洋、日本のEEZの外側、周辺海域で、外国船が漁獲していると我々は認識しております。

そういうことで、水産庁としての実態の認識及びこれに対する管理方針等のお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

○宮原水産庁次長 サンマにつきましては、今度、北太平洋の新しい資源管理機関をつくるということで、来年の初めころにも、その実際の協定が締結されるころまでもっていただけるのではないかと考えております。

もう一つ、周辺水域の操業については、いわゆる四島水域からその沖、それから日本の三陸の沖、こういったところで、台湾ですとか、韓国ですとか、そういった大型船の操業が見られるということで、韓国については、日本へ入漁している部分もあるんですが、操業の状況を把握することと同時に、越境操業ということが懸念されるころでございますので、これは、取り締まりの1つの重要なポイントとして今後とも強化していきたいと考えているところでございます。

○山川分科会長 安部委員、よろしいでしょうか。

○安部特別委員 分かりました。

○山川分科会長 では、ほかに御意見はございますでしょうか。野村委員、よろしく願

いします。

○野村特別委員 初めて出席させていただきますけれども、日本遠征の監事をしておりま  
す野村と申しますが、我々、東シナ海で、中国、韓国と台湾とか国際漁場でやっているわ  
けですけども、ここに書いていますように、関係国との資源管理を密にしていって云々  
と書いていますけれども、我々の実感では、資源は減っていていると思っています。

でも、この東シナ海というのが生命線でありますので、何とぞ、その関係国との資源管  
理というのを実効あるものにしていただきたいとお願いする次第でございます。

○山川分科会長 では、それは、御意見として承ったということによろしいでしょうか。

○野村特別委員 はい。

○山川分科会長 では、高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋特別委員 ズワイガニのオホーツク海の件で、実は、この海域、従来から FOC 漁  
船なのか、IUU 漁船なのか、カニかごの密漁が横行しているというような話も聞いてお  
ります。

これが、当地の沖合底びき船の網に引っかかって船に揚がってくるという状況になっ  
ています。

網に引っかかってくるものですから、網が船上に揚がる段階で、乗組員に被害が及ぶよ  
うな状況も懸念されます。従来から取り締まりについて水産庁にお願いしてまいりました。  
水産庁もかなり努力をしているということは、我々も承知をしておりますけれども、なか  
なか改善をされないという状況になっております。

特に、これらの沖底船については、しけの中で網揚げをした時に危険な状況に陥るとい  
うこともあります。ロシアとの話し合いもかなりしているんだと思いますが、なかなか解  
決できない状況になっています。今後、より一層強力に対応していただきたい。資源を守  
るということからすれば、これは日本もロシアもお互いの国の両国の共通の利益というこ  
とになりますので、再度改めてお願いをしておきたいというように思います。以上です。

○山川分科会長 これも、御意見、御要望として承ったということによろしいでしょうか。

○高橋特別委員 はい。

○山川分科会長 では、ほかに御意見はございますでしょうか。

では、ございませんようですので、中期的管理方針の変更についてですけども、この  
とおりにお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 ありがとうございます。それでは、中期的管理方針の変更については、御了承いただいたことといたしまして、平成 24 年の基本計画からこれを反映させて、本年 11 月に改めて御提示した上で審議をしていただくということになりますので、よろしくお願いたします。

では、次に報告事項に入りたいと思います。

今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて、まず、御報告をよろしくお願いたします。

○丹羽管理課長 引き続き、私の方から説明させていただきます。先ほど、若干触れさせていただきましたが、資料 4 をご覧いただきたいと思います。「漁獲可能量 (TAC) の配分シェアの見直しについて」ということでございます。

先ほども少し申し上げましたが、TAC の配分シェアというものにつきましては、漁獲量の実績に基づいて 3 年ごとに見直しを行っていくというような形になってございます。

それで、平成 24 年から 26 年の TAC 設定に当たりましては、スルメイカを除いて、スルメイカは 1 年遅れているということでございます。6 魚種について、直近 3 か年、この場合、平成 20 年から 22 年ということになりますが、その漁獲実績データを用いて配分シェアを計算することになっております。

計算方法につきましては、この資料 4 に詳しく載せているとおりでございますけれども、概要的に申しますと、漁獲実績データにつきましては、大臣管理分は TAC の報告、それから知事管理分は若干というような形でさまざまな漁業があるということでございますので、したがって、そのデータとしては、農林統計の報告を用いて算定するということになっております。

ただし、この 1 ページ目の「3 配分量の算出」のイをご覧いただきたいと思いますが、「ただし、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分量を算出する。」というふうに書いてございますように、先ほど太平洋のスケトウダラのところで、ちょっと発言をいたしましたけれども、関係業界の合意がある場合は、それを尊重するという形になっているということでございます。

次回、先ほど来、言っておりますが、11 月をめどに、また本分科会を開催させていただきたいと考えておりますが、その分科会では、本ペーパーに基づいた計算によって、TAC の配分シェアを計算して、それで具体的な TAC の数量を提示するというところにさせてい

ただきたいということでございます。

以上、報告ということでございます。

○山川分科会長 基本として過去3か年の漁獲実績に基づく。ただし、関係業界に別途の合意がある場合には、それを尊重しという、そういった御説明でございましたけれども、何か御質問、御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。これは、今後、こういった形で配分シェアの見直しを行っていくということで、承ったということにさせていただきます。

では、続きまして、報告事項の②、「指定漁業の許可等の一斉更新について」ということで、御説明をよろしく願いいたします。

○橋本企画課長 企画課長の橋本でございます。資料5で御説明させていただきます。資料5の1ページをご覧ください。

まず(1)にございますとおり、指定漁業とは、漁業法に基づきまして、操業海域、資源状況等の面で全国的な観点から大臣が許可する漁業ということでございます。

その許可に当たりますは(2)にございますとおり、漁業法上、農林水産大臣が指定漁業の漁業種類ごとに許可の総隻数を公示し、そして、その隻数の枠内で漁業者の申請に基づき許可するという仕組みでございます。

現在、許可の有効期間が5年である指定漁業が8種類ございまして、右下にお示ししているとおりでございます。

こういったこれらの漁業につきまして、一斉更新の作業を開始することが必要という状況でございます。

2ページをお開きください。指定漁業の一斉更新ですけれども、なぜ作業が必要かと申しますと、平成24年8月1日に一斉更新が実施される予定ということでございます。

それで、許可の総隻数の公示に関連しまして、漁業操業等に係る規制の在り方や関連する施策の在り方につきましても、必要に応じて見直しを実施することといたしているところでございます。

前回の一斉更新の時でございますけれども、資料の右の方に記載してございますとおり、漁船漁業の構造改革に資するための諸規制の見直しと、漁業秩序の適正化に係る見直し等を実施したところでございます。今回も資源状況等を勘案しまして、所要の見直しを検討することとしております。

3ページ、4ページですけれども、指定漁業制度の概要を参考として添付いたしており

ます。

5 ページ、一斉更新の検討のスケジュール、細かな予定でございます。来週から都道府県及び漁業団体からの御意見をいただきまして、従来どおり、11 月の資源管理分科会におきまして、一斉更新小委員会を設けまして2 回程度御議論いただきまして、来年3 月までに一斉更新の処理方針を固めまして、それに基づいて公示の諮問、答申という段取りで進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。来年の8 月1 日の一斉更新に向けて、このような作業を進めていくということで、当資源管理分科会におきましても、一斉更新小委員会を設けて討議を行っていくということになるという御説明でした。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。長屋委員。

○長屋委員 具体的な御議論は今後ということでございますので、その場で具体的な意見は述べていきたいと思えます。

今後の議論の進め方に関して、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思えます。

私ども、過去、これまでも沿岸サイドからこの一斉更新に向けてはいろいろ意見を申し述べてきたところでございます。

1 つは、各海域で、やはり沿岸漁業と沖合漁業、この間のいろいろトラブルがございます。こういうことをこれまでも水産庁においては、この基本方針に沿って相当程度御尽力いただいているものだと、私どもとしては評価をしたいと思えます。ただ、まだまだこの4 年ちょっとの中においても、具体的な前進というのは図られていないというような実態はあるわけでございまして、この辺の問題についても、小委員会等でまた具体的な御意見を述べていきたいと思っております。

もう一点は、全体、やはり今後の我が国の漁業が国民の方々に対する水産食料を安定的に供給していくために、指定漁業を含めた全体の漁業の生産構造がどうあるべきか、ということについて、ここはそろそろ国の考え方をしっかり持った上で御議論を進めていく必要があるのではないかと思っております。

2 つの局面があると思っております。1 つは、やはり資源の管理というものと、それから経営が整合するような、今の許可の隻数といいますか、全体的な生産の構造になっているのかという側面。

もう一点は、こちらは、やはり、今、いろんな資料等示されているところでございますが、この漁船漁業におけます船の年齢、船齢の高齢化の問題でございます。これについては、この一斉更新のたびに、5年ごとにほぼそのまま年齢が高まってきている、こういうふうなことが実態かと思っております。このまま放っておいて、本当に我が国の漁業生産、この200海里の中の資源を有効に利用していくための全体の生産構造というのは維持できるのか、こういう側面があるかと思っております。

私どもといたしましては、やはりこの2つの側面から、国として全体的な生産構造のありべき姿というものを示して、そこにやはり国として誘導していくいろんな政策を取るべきであるということにつきましては、組織の中での議論を経て、とりまとめをして水産庁の方にもこれまで御要望申し上げてきたところでございます。

一斉更新においては、その結果としての許可の隻数だとか、定数の問題が出てくるわけでございますが、私どもといたしましては、やはり今の2つのような実態というものを踏まえていただいて、是非、この一斉更新の前提になるような、やはり国の食料の安定供給を担える、そういう生産構造がどうあるべきかについての議論を行っていく場を是非設けていただけたらなど。こういうことを要望も含めて意見として申し述べさせていただきますので、次回以降の議論に少しでも反映していただければと思います。

○山川分科会長 具体的な内容につきましては、今後の議論の中でそういった御意見を反映させていくということになるかと思えます。他に。はい、どうぞ。

○柳谷特別委員 関連してなんですけれども、一斉更新のときでなければ、なかなか意見を出しにくいという部分があります。ただ、私たち北海道の場合は、沿岸と底びきの問題では、四者協議というものを開いて、実際もう3回ほど開催されてきております。

しかし、現実、沿岸側の思うような姿というのは全然出てきていない。ということは、やはり操業協定を結んでから60年も、それ以上も経っていると。沿岸と底びきの操業協定ですね。

それで、現実、その当時の沿岸漁業というのは、やはり勢力もありませんし、沖合主導で決まった操業協定なんですね。現在の沿岸の漁船はどうかといたら、もうかなりの戦力になってきているという意味では、やはり沖合に進出していっております。

その中で、共存共栄というのは、基本的には、そういうことなんでしょうけれども、現実の問題として、今の勢力のままで、今の協定のままで、漁業は維持できるのかどうか。沿岸にしても底びきにしても維持できない状況になっているのが現実なんです。

したがって、将来の漁業を維持できるような政策というものが必要でありますし、また、北海道、例えば私は北海道、各自治体なんでしょうけれども、やはり地方分権と言えるような、それぞれの地域ももう少し主体的に漁業の政策とか、国と一体になって、やはり取り組んでもらえなければ、例えば今の操業協定の中では、共同漁業権の水域まで底びきが入ってきている。共同漁業権の水域というのは、沿岸漁業は、まず、そこを主体として経営している場所ですから、そこに権利があるからということで入ってきているのが実態なんです。これであれば、資源は守られない、当たり前の話なんですね。もうそれぞれの資源というのは、やはり7、8年から10年、やはり成魚になるまでにかかる。そのときに沿岸も底びきも、他の資源を利用しているというのが実態なんです。だから、この辺は国も自治体も将来の漁業の在り方というものをきちんと、やはり指針を示してもらいたいと思っております。

その中に四者協定、当然共存共栄ということを原点にして、我々は勿論、今までもやってきていますし、これからもやっていきたいけれども、何も形として表れていないというのが、やはり実態なんです。それで、もう少し踏み込んだ国の政策、北海道の政策というものを望みたいと思います。

○山川分科会長 将来の漁業の在り方も見据えたうえで、沿岸・沖合の共存共栄策をどういうふうに図っていくかというような辺り、その辺は、具体的には今後の議論ということになろうかと思えますけれども、どうぞ。

○長谷漁業調整課長 具体的な議論は、一斉更新の検討の場であるということが基本でございますが、せっかくの機会ですから、若干お話しさせていただきます。

柳谷委員からも沿岸船も沖合に進出していくというお話もありました。私の肩書きからも沿岸という文字も沖合という文字も消えましたので、余り沿岸と沖合の対立を前提とした話はしたくない気がいたしますけれども、基本として、漁業間、沿岸と沖合に限りませんけれども、漁業間の調整については、やはり当事者間が十分に話し合いをして解決を図ると、これが基本ということですが、国として当事者間の話し合いの立会いですとか、あっせんですとか、これを行ってきておりますし、今後もやってまいります。

昨年の例ですと、新たに岩手県沖で沿岸漁業と大中まきとの協定を締結いたしました。そういうことについては、これからもしっかり汗を流していきたいというふうに考えております。

あと、資源と経営の話が長屋委員からもありました。今日の諮問事項とも関連するわけ

ですけれども、許可制度だけでこれをうまくマッチングさせるということは無理なわけ  
ですけれども、許可制度もあり、それで TAC も組み合わせてやると。それだけでも足りな  
いということで、今年からは所得補償政策ということで我慢してでも共済を使った形での  
収入安定策というようなものも導入しているわけで、そういうものを全体組み合わせた上  
で漁業のあるべき姿というものを構築していくんだと思っておりますので、限られた時間  
ではありますけれども、そういうことも意見交換をしながら検討を進めていけばいいんだ  
というふうに思っております。

あと、長屋委員の方から船齢高齢化の話もありました。これも経営問題ですけれども、  
収益性を向上させないといけないというようなことで、構造改革事業、もうかる漁業をや  
ってきておりますので、そういったものの成果も踏まえた議論というものをしていきたい  
と思っております。

あと、一斉更新の議論ですればいい話だとは思いますが、漁場調整の話も柳谷委  
員からありました。これにつきましては、昨年のちょうど9月だったと思います。隣にい  
る内海課長が管理課長のときに報告させていただきましたけれども、今年度予算で VMS  
システムの予算を計上しております。こういったシステムを今後活用していきたいという  
ことを考えておるわけですが、漁場の利用を巡るいろいろな調整問題の解決には、  
現に随分時間が経ってしまったというお話もありますけれども、まずは、今ある制度をし  
っかり、今、定められた区域など、これをしっかり守っていただくということで、双方の  
十分な話し合いによって定められたルールが誠実に守られるということが、まず、大前提  
になると思うんですね。そういうことから、この VMS のシステムの活用ということ考  
えておりますけれども、具体的には、今、国際的な枠組みの中で管理が義務づけられてい  
るカツオ・マグロ漁業などにつきましては、省令に基づいて VMS の設置、作動が義務づ  
けられておりますけれども、これら以外の日本周辺の指定漁業について、今の国の考え方  
としては、来年の一斉更新以降、漁業調整上の必要があると認めて指定した、指定漁業の  
漁船について開発中の VMS の設置と、それを作動させることを義務づけるという方向で  
検討をお願いしたいと思っております。

具体的には、やはり沿岸との、結局沿岸と沖合って言ってしまいますけれども、そのラ  
インを巡るトラブルというか調整問題がある大中まきと沖底船を中心にして検討を進めて  
いくのかなというふうに思っているところであります。

○山川分科会長 補足的な御説明をいただきましたけれども、風無委員、よろしくお願

します。

○風無特別委員 先ほど北海道の柳谷委員からの発言もありましたけれども、また北海道の底びきの発言で恐縮でございます。

我々は、今から 30 年以上前の 200 海里、そこから相当な数の底びき船をそれなりに減らしまして、今、一定の海域で操業をさせてもらっております。

沖合底びきと言いますけれども、むしろ沿岸底びきかなと、このように思っております。

そういう中で、当然、国が定めた法定ラインもあります。当然その外で操業しなければならぬ。また、沿岸の方々と各種協定を結びまして、その協定のラインもあります。そういう中で遵守をしながら操業を続けております。

そういうときに、最近言われているのは、沖合底びき網隻数が減ったんだから、少し漁場を譲ってくれと、そういう意見もございましてけれども、我々は一応、このような法定ライン、このような協定ということで事業を定めて、我々のこの沖合底びきは船も、沿岸さんもそうですけれども、かなり高額な船を仕入れて、そして、長年の事業計画を立てながらこうやって操業を続けているわけで、急に都合が悪いから、これを変えろ、あれ変えろというわけには、なかなかまいらないということでもあります。

それから、今、長谷課長の方からもお話がありました。VMS の設置でございます。これは、私の前任でありました山田委員からも発言があったと思っておりますけれども、これについては、今、急に設置されるといろんな問題があるんじゃないかと思っております。今、漁業調整上、VMS の設置ということを言われましたけれども、ほとんど同じ日本の近海、北海道の近海で、同じ我々底びきばかりではなくて、むしろ底びきよりも沖の方で操業している方々もあるわけで、底びき以外といいますか、他種漁業の方々も同じに設置をしていただかなければ、これは非常に不公平であり、片手落ちかなと、このように思っております。

これは、24 年の一斉更新後、実証化試験であるということであることは分かりますけれども、いろいろな問題が出てくるんじゃないかなと思います。リアルタイムで船の船位が陸で分かるということですから、例えば我々港から漁場に行くに当たって、当然港の中は我々は操業できない区域で、ある一定の水域まで行かなければなりません。そのとき、当然法定ラインの中を航行するわけで、法定ラインの中を航行するに当たって、やはり小さな小船とかそういうのがおられますと、やはり減速航行したり、それから沿岸の漁具の設置のボンデンを縫うように、避けながら減速航行しております。

そのようなのをどのようにとらえられるか、何か混乱がないのかなど、このような心配もしているわけでありまして、相当な調査をされてから同じ漁場にある他種漁業にも設置をして、一斉にこのようなことを開始していただければありがたいと、このように思っております。我々の沖合底びき、大中まき網だけにこのように取り上げて設置されるのは、誠に遺憾であると、このように思います。

○山川分科会長 風無委員から現状の御説明、それから御意見を賜りましたけれども、今後の議論にそういったところも反映させていくということかと思えます。

では、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。米田委員、よろしく申し上げます。

○米田特別委員 一斉更新の件について、長谷課長から VMS の話が出ましたが、11月の小委員会で本格的にやるのでしょうか。

○山川分科会長 長谷課長。

○長谷漁業調整課長 そういうことで考えております。

○米田特別委員 それでしたら、たしか私、福井県では平成 18 年の 8 月ですかね、福田さんが説明に来られたんですけれども、そのとき、非常に漁業者が反発しまして、これはボツになったんだなと思っていました。それで、このような話を、今、突然言われても、私たちが非常に困るので、漁業者に丁寧な説明を一度、この小委員会にかかる前にでも説明に歩いてほしいんです。それが要望です。

○山川分科会長 長谷課長、よろしいでしょうか。

○長谷漁業調整課長 丁寧な説明に努めたいと思いますし、過去の議論を踏まえて、なぜ我々だけそういう負担をしなければいけないのかというような御議論も過去あったと思います。そういうことも踏まえて、今回の場合は、国が経費を賄うと。漁業者の負担は求めないという形での実施を考えております。

ほかにもいろいろ運用上の問題があるんだと思います。そういうことについては、丁寧に、柔軟に対応していきたいと思っておりますけれども、昨今の超円高の、こういう状況の中で、どうやって漁業を生き残らせていくのかという、本当に改革を進めていかなければいけない時期だと思っておりますが、そういう中で、国内の漁業者間の疑心暗鬼といいましょうか、そういったものが改革のスピードにブレーキをかけているということを日々感じておりますので、こういう機会にその部分、漁業者間の疑心暗鬼を解くという意味で我々としては考えておりますので、十分議論をさせていただきたいと思っております。

○山川分科会長 米田委員、よろしいでしょうか。

○米田特別委員 はい。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問、まず、濱田委員、よろしくお願ひします。

○濱田特別委員 指定漁業、昭和 37 に漁業法上に出てきました。私は指定漁業について時折勉強しているのですが、国がどのようにコントロールをしているのかが情報として出てきていないですし、紙面としてもあまり残されていないので、非常に解釈に苦しんでいるところです。具体的に勘案しているということは一体何なのか、許認可のときにですね。一応、公示するというところで、資源上の問題と漁業調整上の問題あるいは経営上の問題、あらゆる問題を勘案しているということになってはいるのですが、更新毎にそれぞれ勘案する論点も変わってくると思います。例えば、19 年度の更新の時に何が勘案されたのか、あるいは今度の更新のときに、どこを論点に、まあ、すべてなんでしょうけれども、どういうふうにしてその公示に至っているのかということをお教えいただける範囲で教えていただきたいと思ひます。

○山川分科会長 長谷課長。

○長谷漁業調整課長 濱田先生が言われたとおり、すべてを勘案しということになるんだと思ひます。漁業調整であるとか、資源保護培養の観点すべて含めて、また、経営のことを考えて適正と思われる隻数を公示するということだと思ひておりますが、それと併せて、資料 5 の 2 ページに、前回の一斉更新の概要など書いてありますけれども、トン数の規制の階層を見直してみたり、あるいは先ほども出ましたけれども、漁業秩序の適正化に向けての手当をこういう機会にするということでもあります。

今回も基本的に同じことだと思ひておりますが、特に大震災でかなりの指定漁業が被災しておりますので、そういったものの復旧・復興もどう対応していくのかというのも、今回の一斉更新に関しては、大きな、通常とちょっと違う要素もあると思ひております。

○山川分科会長 濱田委員、よろしいでしょうか。

○濱田特別委員 具体的にもっと突っ込んだ話をすると、例えば減船事業をやるとかという話にはならないんでしょうか。

○山川分科会長 長谷課長、よろしくお願ひします。

○長谷漁業調整課長 柳谷委員から、先ほど一斉更新のときでないと、なかなか意見が言いつらいという御意見もありましたけれども、基本的に 5 年に一度の区切りではあるわけですが、それ以外は規制を見直さないということではありませんので、いつでも意

見があれば、必要な調整はしていくというのが基本方針だと思っております。あと、減船も一斉更新のときということではなくて、資源管理減船というような、ほかにも国際減船というものもありますけれども、何もこの一斉更新ということではなくて、必要に応じてやってきておりますので、その減船事業の結果を踏まえた形、それを反映した形の公示というものを通常やっております。

○濱田特別委員 これを機会に調整するというようなものでは、特段そういうわけではないと。一斉更新時に、総枠を、隻数なり、総トン数を調整するというものではないというふうに認識していいんですか。

○山川分科会長 長谷課長。

○長谷漁業調整課長 そこら辺が、また、長屋委員が先ほど言われた、資源との関係とかおっしゃられましたけれども、適正隻数といったときには、資源と一時的に相関するわけではないわけで、魚価の要素もありますし、燃油代等の、コストの要因だとか、非常に複雑ですので、そのときに明らかにその隻数を是正すべきであるというようなことであれば、だからといって公示数の縮減だけで調整するということには、現実的にはならないと思えますけれども、いろいろな事業と組み合わせて対応していくということだと思いますけれども、基本的には、ただ、そういう側面と、今ある経営体の経営への配慮というのが当然ございますので、そういったことを総合的に勘案して案をつくっていくということだと思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。ほかに、八木田委員、どうぞ。

○八木田特別委員 今、指定漁業の一斉更新に向けて政策的な話が出てきたので、ちょっと要望的なことでお話しさせていただきたいんですが、今、その前段というか、今後の日本の漁業の話の中でも話が出た中で、このままで本当に日本の漁業はどうなっていくんだろうといった、本当に心配される部分がありますね。そうした中で、一番問題になっているのは、今、船齢の問題等々、今のこの船価等々では、なかなか代船建造に及びつかない漁業者がたくさんいると。なおかつ漁業資源等々を踏まえた中で、不安で後継者がなかなか育っていかないという問題もある。

そういった中で、国の在り方というか、道県での補助、施策の在り方というものが、そういったものの格差が付いたりしないような形の中で、極力国としては一律、また、漁業種類に応じてでも一律公平に、あまねくこういう制度に、そういういろんな施策のものに対しては乗っていけるような制度作りをしていただきたいということで発言させていた

だきたいと思います。以上です。

○山川分科会長 御意見ということで賜ったということで、よろしいでしょうか。

ほかに、山根委員、よろしくをお願いします。

○山根委員 今日、初めて参加いたしまして、こういった今日のような議論に消費者としてどういうふうに参加すればいいかなということを考えながらずっとおりましたけれども、この漁業の振興ですとか、食料の安定供給ですとか、そういったことは消費者も巻き込んで国全体でみんなで考えていくべきことだと思えますし、震災からの復興とかいうことも含めて、是非、私たちにも分かりやすいいろんな情報がほしいと感じました。なかなか科学的な数値なんかは難しく分かりづらいんですけども、是非、分かりやすい何か情報提供をいただいて、もっと広くみんなで考えていく場があればいいなと感じました。感想です。

○山川分科会長 その辺につきましても、今後、議論していく過程で、いろんな情報も提供されながら議論が進められていくと、そういうことになろうかと思えます。

ほかに御意見、御質問、よろしいでしょうか。

では、この件につきましては、こういったことで承ったということで処理させていただきたいと思います。

では、以上をもちまして、本日予定しておりました議事については終了したわけがございますけれども、続きまして、その他というところでございますけれども、何か御発言があれば、承りたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、特段ないようですので、本日の審議はすべて終了ということに致したいと思いません。

では、次回の日程につきまして、事務局から連絡をよろしくお願いいたします。

○丹羽管理課長 先ほど来申し上げておりますが、次回の資源管理分科会の日程につきましては、11月をお願いしたいと考えております。後日、事務局から日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 では、次回の開催につきましては、決定しましたら改めて御連絡いただくということです。委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

ということで、以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

